

令和8年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の変更について

1 新庄市

令和 7 年 12 月中旬の道の駅「新庄エコロジーガーデン原蚕の杜」^{げんさん もり} の開業（予定）に伴い、路線バス「県立病院～鳥越線」の運行が見直されます。

既存の 5 往復のうち 3 往復の起点終点を現在の県立病院から道の駅に変更し、12 月中旬から以下の 2 系統で運行します。

- ・新庄エコロジーガーデン原蚕の杜～鳥越線（3 往復）
- ・県立病院～鳥越線（2 往復）

なお、フィーダー国庫補助の申請については、協議会の承認があれば、運行回数が多い「主系統」と他系統の差が「20%以内かつ 20km 以内」である場合、両系統を同一補助対象系統として扱えます。本件は当該基準を満たすため、これらを同一系統として取り扱い、下記のとおり変更します。

【変更内容】

① 運行系統名の変更

「県立病院～鳥越」から「道の駅原蚕の杜～鳥越」へ変更（運行本数が多い系統が主系統）

② 「起点」の変更

③ キロ程の変更

④ 「終点」の変更（当初からの誤りを変更）

※変更適用日は、運行開始日

〈参考〉

- ・主系統 道の駅原蚕の杜～鳥越（往復 3 便）

系統キロ程：往路 11.5km 復路 11.3km

- ・同一の補助対象系統に属するものとして扱う系統 県立病院～鳥越（往復 2 便）

系統キロ程：往路 9.2km ⇒ キロ程差 2.3km (2.3/11.5=20.0%)

復路 9.3km ⇒ キロ程差 2km (2/11.3=17.7%)

2 鶴岡市

湯田川・田川地域内において一部運行経路の変更とバス停留所の位置変更を実施するものです。

【変更内容】

① キロ程の変更

② 系統番号の繰り上げ

当初申請では「こころの医療センター（湯田川温泉）坂の下線」を主系統、「鶴岡（湯田川温泉）坂の下線」を副系統とし同一系統としていましたが、キロ程が変更になったことから、別の系統と整理する。よってこの系統以下の番号がひとつずつ繰り上げとなる。

※変更適用日は、令和 7 年 12 月 1 日（運行開始日）

〈地域公共交通確保維持改善事業実施要領(抄)〉

④ 同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の運行系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの(運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの)をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア. 基本的な取り扱い

1) 主系統のキロ程が10km 未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が 1 km 以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ. 活性化法法定協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア. の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア. の「1 km 以内」を「2 km 以内」、「10%以内かつ10km以内」を「20%以内かつ20km以内」に、それぞれ読み替えて適用する。

令和8年度地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名：新庄市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、利用者数については概ね目標を達成できたが、収支率、市負担額については目標値に届かない路線が見られた（まちなか循環線、鳥越線、土内線、芦沢線）。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、路線の見直し等も含めた検討・取組を行うことと助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

○山形県地域公共交通計画＜施策・事業3-2-1＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通活性化協議会兼地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（新庄市）

○山形県地域公共交通計画＜施策・事業1-1-1＞<1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（新庄市、事業者）

- ・GTFS-JPの作成、提供（新庄市）

○山形県地域公共交通計画の＜施策・事業3-1-1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（新庄市）

- ・地域公共交通計画の＜施策・事業2-1-1＞によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（新庄市）
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（新庄市、事業者）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・高等学校を中心にチラシ等を配布し、市営バスの利用促進を図る（新庄市、事業者）。
- ・市民団体に対し、市営バスまちなか循環線の乗り方教室を開催する（新庄市、事業者）。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

※過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の新庄市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

- ・新庄市の目標値（目標年度：R7）

0.3回／人（直近年度の実績34,393人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の新庄市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

- 地域鉄道 : 7,203万6千円 (直近年度の実績 7,203万6千円)
- 路線バス : 4億6,000万円 (直近年度の実績 3億8,371万5千円)
- コミュニティバス : 4億4,000万円 (直近年度の実績 5億4,710万4千円)
- デマンド交通 : 1億5,000万円 (直近年度の実績 2億8,954万2千円)
- タクシー : 1億円 (直近年度の実績 490万2千円)
- ・新庄市目標値 (目標年度:R7)
市営バス : 20,700,000円 (直近年度の実績 20,193,024円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

- 土内路線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 2,500人以上 (直近年度の実績 3,318人)
- 土内路線の収支率 : 8%以上 (直近年度の実績 7.2%)
- 土内路線への市負担額 3,000,000円 (直近年度の実績 3,172,108円)
- 芦沢路線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 1,900人以上 (直近年度の実績 2,360人)
- 芦沢路線の収支率 : 8%以上 (直近年度の実績 11.6%)
- 芦沢路線への市負担額 1,700,000円 (直近年度の実績 1,773,541円)
- まちなか循環路線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 5,300人以上 (直近年度の実績 10,011人)
- まちなか循環路線の収支率 : 8%以上 (直近年度の実績 8.8%)
- まちなか循環路線への市負担額 16,000,000円 (直近年度の実績 15,247,375円)
- 鳥越路線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 15,900人 (直近年度の実績 18,987人)
- 鳥越路線の収支率 : 77%以上 (直近年度の実績 37.2%)
- 鳥越路線への市負担額 : 290,000円 (直近年度の実績 3,382,000円)

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区の沿線集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、新庄市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線、鳥越線について、その運行に係る費用総額 32,133,324円のうち、新庄市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、補助対象路線への上記新庄市の補助金額も含めた「別紙 (山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する新庄市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

土内線・芦沢線を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回る 12 年を経過し、早

急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために適切な車両を1台購入する必要がある。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

・新庄市の目標値（目標年度：R7）

0.3回／人（直近年度の実績34,393人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績7,203万6千円）

路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績3億8,371万5千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億4,710万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億8,954万2千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績490万2千円）

・新庄市目標値（目標年度：R7）

市営バス：20,700,000円（直近年度の実績20,193,024円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

土内路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500人以上（直近年度の実績3,318人）

土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績7.2%）

土内路線への市負担額3,000,000円（直近年度の実績3,172,108円）

芦沢路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900人以上（直近年度の実績2,360人）

芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績11.6%）

芦沢路線への市負担額1,700,000円（直近年度の実績1,773,541円）

まちなか循環路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300人以上（直近年度の実績10,011人）

まちなか循環路線の収支率：8%以上（直近年度の実績8.8%）

まちなか循環路線への市負担額16,000,000円（直近年度の実績15,247,375円）

鳥越路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900人（直近年度の実績18,704人）

鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績37.2%）

鳥越路線への市負担額：290,000円（直近年度の実績3,382,000円）

(2) 事業の効果

土内線・芦沢線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区集落の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

また、新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まり、沿線住民の活動の更なる活性化が期待できる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る土内線・芦沢線について、車両の取得に係る費用総額 480 万円のうち、新庄市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和7年度>

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）

<令和6年度>

- ・令和6年11月22日：次期山形県地域公共交通計画策定スケジュール等について
- ・令和6年12月16日：地域別目標（案）等について
- ・令和7年1月20日：最上地域目標（案）等について

○ 新庄市地域公共交通活性化協議会（新庄市地域公共交通会議）

<令和7年度>

- ・令和7年10月16日（第1回）：令和6年度における新庄市営バスの利用状況について
鳥越線の運行内容の変更について
新庄市地域公共交通基本方針について

<令和6年度>

- ・令和7年3月14日（第1回）：運賃部会の設置について
バス停「鍛冶町」移設に伴う変更について
山交バス「新庄～金山線」運賃変更について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により新庄市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、新庄市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を行っている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県新庄市沖の町 10-37

(所 属) 新庄市 総合政策課企画政策・デジタル推進係

(氏 名) 梅本 紗也

(電 話) 0233-22-2115

(e-mail) seisaku@city.shinjo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環 (もみの木ライン)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.5km 循環	237日	948回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(2) まちなか循環 (あじさいライン)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.1km 循環	237日	948回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(3) 道の駅原蚕の杜～鳥越	道の駅 原蚕の 杜	専門職大学前		往 11.5km 復 11.3km	238日	1309回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	新庄市	(4) 土内	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.5km 復 24.5km	240日	480回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	新庄市	(5) 芦沢	県立 病院前	本宮町	芦沢	往 14.6km 復 14.6km	240日	480回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

道の駅原蚕の杜～鳥越線 路線図

道の駅 原蚕の杜

新庄市エコロジー
ガーデン「原蚕の杜」

五日町

県立病院前

新庄駅前

農大入口

専門職大学前

2025年12月中旬～ダイヤ(案)

※土曜・日曜・祝日および、8月13日～16日、12月29日～1月3日は下記の便は全便運休となります。

※2025年12月中旬「道の駅」オープン（予定）に併せて、道の駅敷地内にバス停を新設。（3往復運行）

【平日ダイヤ】 道の駅・県立病院 ⇒ 鳥越 ⇒ 専門職大学

道の駅 県立病院 前	新庄駅前	沖の町	清水川町	金沢	上金沢	元宮	鳥越ノ幡 前	鳥越	鳥越上	鳥越中	鳥越南	農大入口	専門職 大学前
—	7:50	7:55	7:56	7:57	7:58	8:00	8:01	8:04	8:05	8:06	8:07	8:08	8:08
—	8:25	8:30	8:31	8:32	8:33	8:35	8:36	8:39	8:40	8:41	8:42	8:43	8:46
12:30	12:35	12:40	12:41	12:42	12:43	12:45	12:46	12:49	12:50	12:51	12:52	12:53	12:56
14:05	14:10	14:15	14:16	14:17	14:18	14:20	14:21	14:24	14:25	14:26	14:27	14:28	14:31
15:05	15:10	15:15	15:16	15:17	15:18	15:20	15:21	15:24	15:25	15:26	15:27	15:28	15:31

26分

3便

【平日ダイヤ】 専門職大学 ⇒ 鳥越 ⇒ 県立病院・道の駅

専門職 大学前	農大入口	鳥越南	鳥越中	鳥越上	鳥越	鳥越八幡 前	元宮	上金沢	金沢	鉢泡町	清水川町	南本町十 字路	沖の町	新庄駅前	県立病院 前	道の駅 原蚕の杜
7:27	7:30	7:31	7:31	7:32	7:33	7:34	7:37	7:38	7:40	7:41	7:42	7:43	7:44	7:49	—	
9:00	9:03	9:04	9:04	9:05	9:05	9:06	9:07	9:10	9:11	9:13	9:14	9:15	9:16	9:17	9:22	9:27
13:10	13:13	13:14	13:14	13:15	13:16	13:17	13:20	13:21	13:23	13:24	13:25	13:26	13:27	13:32	13:37	
15:00	15:03	15:04	15:04	15:05	15:05	15:06	15:07	15:10	15:11	15:13	15:14	15:15	15:16	15:17	15:22	15:27
16:30	16:33	16:34	16:34	16:35	16:36	16:37	16:40	16:41	16:43	16:44	16:45	16:46	16:47	16:52	—	
18:10	18:13	18:14	18:14	18:15	18:16	18:17	18:20	18:21	18:23	18:24	18:25	18:26	18:27	18:32	—	

3便 27分

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名：鶴岡市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

令和6事業年度における事業評価の結果、一部、利用者数等について目標値に届かない路線が見られた（鶴岡上田沢線、鶴岡（湯田川）越沢線、鶴岡（物産館）温海線、鶴岡（藤島駅前）清川線、鶴岡（物産館・善宝寺）湯野浜線、鶴岡（山添）落合線、鶴岡中央高校線、鶴岡市循環A、B、Cコース、羽黒地域市営バス、藤島東栄地区デマンド交通、温海地域乗合タクシー）。

1次評価では、効果的な周知啓発に努め、地域ニーズの把握とともに利用促進活動を行うこととしているほか、2次評価では、交通事業者や他分野と連携した交通サービスの検討・取組について評価された他、各種データを活用した需要の発掘・見極めや路線再編等の検討を行うなど、取組のアップデートや各種支援制度の活用について助言された。

これを踏まえ、令和8事業年度においては、以下の事業を行う。

【山形県地域公共交通計画に基づくもの】

○山形県地域公共交通計画＜施策・事業3-2-1＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鶴岡市）

○山形県地域公共交通計画＜施策・事業1-1-1＞＜1-2-1＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（鶴岡市・交通事業者）

- ・GTFS-JPの作成・提供（鶴岡市）

○山形県地域公共交通計画の＜施策・事業3-1-1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鶴岡市）

- ・地域公共交通計画の＜施策・事業2-1-1＞によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（交通事業者、鶴岡市）
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（鶴岡市、交通事業者）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・市内の学校や地域の団体を対象に啓発活動を行う（鶴岡市、交通事業者）。

【鶴岡市地域公共交通計画に基づくもの】

○「既存路線ネットワークの再編」

公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】

○「多くの機関と連動したサービス展開」

温泉施設へのバスの乗り入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

○「公共交通に対する市民意識の醸成」

モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることで利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

○「公共交通について議論する場の創出」

地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】

○「交通案内の改善・充実」

公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなどで分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

・鶴岡市の目標値（目標年度：R7）

3.3回／人（直近年度の実績 6.1回／人 実績 706,154人／人口 115,669人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績 7,203万6千円）

路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績 3億8,371万5千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績 5億4,710万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績 2億8,954万2千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績 490万2千円）

・鶴岡市目標値（目標年度：R7）

路線バス：1億4,606万2千円（直近年度の実績 1億4,801万6千円）

コミュニティバス：1,351万4千円（直近年度の実績 1,920万円）

デマンド交通：311万7千円（直近年度の実績 2,709万4千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇公共交通利用者数（走行キロ当たり）：0.55（直近年度の実績 0.53）

◇◇路線の収支率：45%以上（直近年度の実績 39.2%）

◇◇公共交通への公的資金投入額（利用者一人当たり）350円（直近年度の実績 373円）

○事業の効果

地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市（対象人口 115,669人）の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、地域間幹線系統路線バスやJRとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。

ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鶴岡市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る、別表1に記載の路線について、その運行に係る費用総額4億418万円（R6年度）のうち鶴岡市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、別表1に記載の路線への上記鶴岡市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鶴岡市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しており、車両の更新も適宜実施しているところである。一方で、車齢が20年を超える車両が12台運行しているなど、状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。

（令和4年度に計8台の車両を購入）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

・鶴岡市の目標値（目標年度R7）

3.3回／人（直近年度の実績 6.1回／人 実績706,154人／人口115,669人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績7,203万6千円）

路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績3億8,371万5千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績5億4,710万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績2億8,954万2千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績490万2千円）

・鶴岡市目標値（目標年度R7）

路線バス：1億4,606万2千円（直近年度の実績1億4,801万6千円）

コミュニティバス：1,351万4千円（直近年度の実績 1,920万円）

デマンド交通：311万7千円（直近年度の実績 2,709万4千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

◇◇駅や商店街の歩行者数：4,480人／日（直近年度の実績3,113人／日）

(2) 事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。また、超低床型車両（ノンステップバス）を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

令和4年度に購入した車両は12人乗りの小型車両であり、市内循環線の運行に使用している。小型車両の導入により、従来の車両では通行ができなかった住宅街などを運行ルートに組み込むことが可能となり、利便性が大幅に向上した。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【取得計画】令和4年度に計8台の車両購入

【事業者名】庄内交通株式会社

【取得総額】80,400,000円（R4年度）

【市負担額】18,000,000円（R4年度～R8年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

※市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を交通事業者と折半し、支援することとしている。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

＜令和6年度＞

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月27日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立日）

＜令和7年度＞

- ・令和7年6月27日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和7年11月25日（第2回）：次期山形県地域公共交通計画（案）について

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

＜令和6年度＞

- ・令和6年9月2日：次期地域公共交通計画の策定等について
- ・令和6年12月2日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について
- ・令和7年1月17日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について

○ 鶴岡市地域公共交通活性化協議会（鶴岡市市地域公共交通会議）

＜令和6年度＞

- ・令和6年4月20日
第1回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第1回鶴岡市地域公共交通会議）：
庄内交通路線バスの変更等について
- ・令和6年6月19日

第2回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第2回鶴岡市地域公共交通会議）：

- （1）規約の改正について
- （2）庄内交通路線バスの変更等について
- （3）長沼・八栄島地区デマンド交通の本格運行への移行について
- （4）櫛引東部地区デマンド交通の本格運行への移行について
- （5）温海地域乗合タクシーの経路変更について
- （6）令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

・令和6年6月25日

第3回鶴岡市地域公共交通会議（書面開催）：

- （1）長沼・八栄島地区デマンド交通の本格運行の実施に伴う運賃の協議について
- （2）櫛引地域デマンド交通の本格運行の実施に伴う運賃の協議について

・令和6年8月29日

第3回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第4回鶴岡市地域公共交通会議）：

- （1）庄内交通 路線バスの変更等について
- （2）朝日地域市営バス 経路変更等について

・令和6年12月25日

第4回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第5回鶴岡市地域公共交通会議）：

- （1）庄内交通 路線バスの変更等について
- （2）藤島地域交通再編について
- （3）櫛引地域デマンド交通の運行内容の変更について
- （4）朝日地域交通再編について
- （5）令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

・令和7年2月10日

令和6年度第6回鶴岡市地域公共交通会議（書面開催）：

藤島地域交通再編に関する運賃設定について

・令和7年5月28日

第1回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第1回鶴岡市地域公共交通会議）：

- （1）役員の選任について
- （2）令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について
- （3）令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- （4）温海地域乗合タクシー 指定目的地の追加等について
- （5）イベントにおける営業区域外旅客運送について

・令和7年11月14日

第2回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第2回鶴岡市地域公共交通会議）

（書面開催）：

- （1）令和8年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
- （2）村上市路線バスの運賃変更について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鶴岡市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時（平成 22 年度）及び地域公共交通網形成計画策定時（平成 27 年度）、鶴岡市地域公共交通計画策定時（令和 2 年度）に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をHPでお知らせし会議の様子について、傍聴することができるようになっている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてHPに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を作成し添付

1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

（2）交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号

（所 属）鶴岡市企画部地域振興課

（氏 名）下本 敬己

（電 話）0235-35-1191 内線 522

（e-mail）chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鶴岡市	庄内交通 株式会社	(1) 鶴岡(物産館)温海線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,568.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡(湯田川温泉) 越沢線	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 35.0 km 復 34.8 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		こころの医療セン (3) ター(湯田川温泉) 坂の下線	こころの医療センター	湯田川温泉	坂の下	往21.5km 復21.2km	238日	238.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(湯田川温泉) 坂の下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往18.2km 復18.0km	238日	119.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) 鶴岡(稻生)湯田川 温泉線	エスモール	稻生	湯田川温泉	往9.9km 復10.1km	365日	1,020.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		こころの医療セン (6) ター(稻生)湯田川 温泉線	こころの医療センター	稻生	湯田川温泉	往13.2km 復13.3km	238日	186.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		鶴岡(物産館・加茂 (7) 水族館)湯野浜温 泉線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往21.9km 復21.8km	365日	2,658.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜温泉線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	365日	1,753.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡(ヤマザワくし びき店)落合線	エスモール	ヤマザワくしき店	朝日庁舎	往 17.8km 復 17.9km	365日	1,444.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) 鶴岡-中央高校線	エスモール		中央高校	往1.3km 復1.3km	208日	208.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線(エスモールバスターミナルで 接続)	③
		(11) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	いでは文化記念館	休暇村庄内羽黒	羽黒山頂	往7.6km 復7.6km	365日	1,923.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に文化記念館前線にいでは文化記念館 前で接続	③
		(12) 鶴岡市内循環線A コース	エスモール		エスモール	右14.9km 左14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡市内循環線B コース	エスモール		エスモール	右12.4km 左12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(14) 鶴岡市内循環線C コース	エスモール		エスモール	右14.8km 左14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
鶴岡市	鶴岡市	(15) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぽか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	141日	211.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(16) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆぽか	往 18.7 km 復 18.7 km	141日	211.5回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぽか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	148日	222.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(18) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆぽか	往 14.2 km 復 14.2 km	148日	222.0回			路線定期運行	①, ②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
庄交ハイヤー 株式会社	庄交ハイヤー 株式会社 出羽ハイヤー株式会社	(19) 藤島南部地域デマン ド交通		藤島南部地域		往 km 復 km	291日	2,328.0回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅と接続	③	
		(20) 藤島地域定時定路線 型交通		藤島地域		往 km 復 km	240日	480.0回		区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅・藤島駅と接続	③	
		(21) 温海地域乗合タク シー 戸沢線	強龍寺	あつみ温泉駅前	バラ園	往 18.8 km 復 18.8 km	241日	843.5回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③
温海温泉観光自 動車株式会社		(22) 温海地域乗合タク シー 平沢線	平沢	あつみ温泉駅前	バラ園	往 23.4 km 復 23.4 km	292日	1,022.0回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③
		(23) 温海地域乗合タク シー 関川線		温海地域		往 km 復 km	240日	1,440.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記入。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

【新】運行系統図②



(こころの医療センター)ー エスモール・鶴岡駅前ー湯田川温泉ー坂の下ー越沢

令和7年12月1日より湯田川および田川地内経路変更・バス停留所の位置変更

12/30~31、1/4~5は日曜祝日ダイヤ、1/1~3は正月特別ダイヤとなります。

系統番号	071 074	071	071	076 073	071	075	073	073
停留所	湯田川	湯田川	湯田川	越沢	湯田川	坂の下	越沢	越沢
こころの医療センター	■7:27	…	…	○13:05	…	○15:25	…	…
茅原	■7:29	…	…	○13:07	…	○15:27	…	…
二中前	■7:30	…	…	○13:08	…	○15:28	…	…
道形	■7:32	…	…	○13:10	…	○15:30	…	…
エスモールバスターミナル①のりば	○7:42	○7:55	11:25	13:15	14:35	○15:35	16:20	18:00
鶴岡駅前①のりば	○7:45	○7:58	11:28	13:18	14:38	○15:38	16:23	18:03
日吉町	○7:47	○8:00	11:30	13:20	14:40	○15:40	16:25	18:05
山王町	○7:48	○8:01	11:31	13:21	14:41	○15:41	16:26	18:06
銀座通り	○7:49	○8:02	11:32	13:22	14:42	○15:42	16:27	18:07
南銀座	○7:52	○8:05	11:35	13:25	14:45	○15:45	16:30	18:10
七日町	○7:54	○8:07	11:37	13:27	14:47	○15:47	16:32	18:12
上着町	○7:55	○8:08	11:38	13:28	14:48	○15:48	16:33	18:13
光学寺前	○7:57	○8:10	11:40	13:30	14:50	○15:50	16:35	18:15
陽光町	○7:58	○8:11	11:41	13:31	14:51	○15:51	16:36	18:16
稻生一丁目	○8:00	○8:13	11:43	13:33	14:53	○15:53	16:38	18:18
稻生	○8:01	○8:14	11:44	13:34	14:54	○15:54	16:39	18:19
高等養護学校前	○8:01	○8:14	11:44	13:34	14:54	○15:54	16:39	18:19
新山口	○8:02	○8:15	11:45	13:35	14:55	○15:55	16:40	18:20
国立高専前	○8:03	○8:16	11:46	13:36	14:56	○15:56	16:41	18:21
岡山	○8:04	○8:17	11:47	13:37	14:57	○15:57	16:42	18:22
二ツ屋	○8:05	○8:18	11:48	13:38	14:58	○15:58	16:43	18:23
愛光園	○8:06	○8:19	11:49	13:39	14:59	○15:59	16:44	18:24
一本松	○8:08	○8:21	11:51	13:41	15:01	○16:01	16:46	18:26
湯田川口【位置変更】	○8:09	○8:22	11:52	13:42	15:02	○16:02	16:47	18:27
湯田川公園前	○8:09	○8:22	11:52	13:42	15:02	○16:02	16:47	18:27
湯田川温泉【位置変更】	○8:10	○8:23	11:53	13:43	15:03	○16:03	16:48	18:28
町田川【位置変更】	…	…	…	13:47	…	○16:07	16:52	18:32
田川コミセン前	…	…	…	13:48	…	○16:08	16:53	18:33
西蓮花寺	…	…	…	13:48	…	○16:08	16:53	18:33
蓮花寺	…	…	…	13:49	…	○16:09	16:54	18:34
下関根	…	…	…	13:50	…	○16:10	16:55	18:35
中関根	…	…	…	13:50	…	○16:10	16:55	18:35
上関根	…	…	…	13:51	…	○16:11	16:56	18:36
東目口	…	…	…	13:51	…	○16:11	16:56	18:36
五十川俣	…	…	…	13:52	…	○16:12	16:57	18:37
河倉口	…	…	…	13:53	…	○16:13	16:58	18:38
坂の下	…	…	…	13:54	…	○16:14	16:59	18:39
◆菅野代公民館前	…	…	…	14:01	…	…	17:06	18:46
下菅野代	…	…	…	14:01	…	…	17:06	18:46
菅野代	…	…	…	14:01	…	…	17:06	18:46
中菅野代	…	…	…	14:02	…	…	17:07	18:47
上菅野代	…	…	…	14:03	…	…	17:08	18:48
温海川長元屋	…	…	…	14:07	…	…	17:12	18:52
☆温海川	…	…	…	14:07	…	…	17:12	18:52
木野俣郵便局前	…	…	…	14:14	…	…	17:19	18:59
旧福栄小学校前	…	…	…	14:16	…	…	17:21	19:01
越沢	…	…	…	14:18	…	…	17:23	19:03

系統番号	073	092	075	073	071	073	071 074	073	071 074	072	071
停留所	エスモー ル	エスモー ル	エスモー ル こころの医療センター	エスモー ル 平日	エスモー ル 土日祝	エスモー ル	エスモー ル こころの医療 センター	エスモー ル	エスモー ル こころの医 療センター	エスモー ル	エスモー ル
越沢	06:43	…	…	…	…	…	8:53	…	14:03	…	…
旧福栄小学校前	06:45	…	…	…	…	…	8:55	…	14:05	…	…
木野俣郵便局前	06:47	…	…	…	…	…	8:57	…	14:07	…	…
☆温海川	06:55	…	…	…	…	…	9:05	…	14:15	…	…
温海川長元屋	06:55	…	…	…	…	…	9:05	…	14:15	…	…
上菅野代	07:00	…	…	…	…	…	9:10	…	14:20	…	…
中菅野代	07:01	…	…	…	…	…	9:11	…	14:21	…	…
菅野代	07:01	…	…	…	…	…	9:11	…	14:21	…	…
下菅野代	07:02	…	…	…	…	…	9:12	…	14:22	…	…
◆菅野代公民館前	07:02	…	…	…	…	…	9:12	…	14:22	…	…
坂の下	07:11	…	…	○7:45	…	…	9:21	…	14:31	…	○16:58
河倉口	07:11	…	…	○7:45	…	…	9:21	…	14:31	…	○16:58
五十川俣	07:12	…	…	○7:46	…	…	9:22	…	14:32	…	○16:59
東目口	07:13	…	…	○7:47	…	…	9:23	…	14:33	…	○17:00
上関根	07:13	…	…	○7:47	…	…	9:23	…	14:33	…	○17:00
中関根	07:14	…	…	○7:48	…	…	9:24	…	14:34	…	○17:01
下関根	07:15	…	…	○7:49	…	…	9:25	…	14:35	…	○17:02
蓮花寺	07:16	…	…	○7:50	…	…	9:26	…	14:36	…	○17:03
西蓮花寺	07:16	…	…	○7:50	…	…	9:26	…	14:36	…	○17:03
田川コミセン前	07:17	…	…	○7:51	…	…	9:27	…	14:37	…	○17:04
町田川【位置変更】	07:17	…	…	○7:51	…	…	9:27	…	14:37	…	○17:04
湯田川公園前【停車順変更：往と同一】	07:21	…	…	○7:55	…	…	9:31	12:15	14:41	15:25	○17:08
湯田川温泉【停車順変更：往と同一】	07:21	…	…	○7:55	…	…	9:31	12:15	14:41	15:25	